



この臨時号は、5月20日(金)時点の情報をもとに作成しています。

『(仮称)気仙沼市震災復興計画』の策定に取り組みます

【問】市企画政策課 tel : 22-6600 内線 311

■震災からの復興に向けて

震災発生からまもなく3か月を迎えます。市内では、今もなお行方不明者の捜索が続けられており、また、5月20日時点で約4,200人の方々が避難所での生活を余儀なくされています。

震災発生以降、市では、道路や水道などのライフライン及び福祉・医療・教育施設などの復旧、応急仮設住宅の建設などに全力を尽くしてきましたが、今後、これらの取り組みにさらに万全を期しながら、市の将来の発展を見据えた取り組みを進めていくことが必要となっています。

これらの取り組みは、都市計画事業による土地区画整理、地盤沈下地域のかさ上げ、道路・下水道などの都市基盤整備、魚市場・漁港等産業基盤整備と産業再生、新しい成長を生み出す企業の誘致、高台移転も含めた住宅整備、防災機能の向上、海・農・林地環境の復元など、いずれも本市が経験したことのない規模と内容になるとともに、計画的に進める必要があります。

このため、市では「(仮称)気仙沼市震災復興計画」を策定することとし、その策定に当たっては、専門的知見を有する方々の助言も得ながら、市民の皆様と行政の総力を結集して取り組むこととしています。

■計画策定のための体制を整備

計画案は、学識経験者を中心に構成する「(仮称)気仙沼市震災復興会議」において、本市の将来のランドデザインを構想しながら取りまとめていきます。また、本市出身・在住の有識者による「(仮称)気仙沼市震災復興市民委員会」を設置し、市民の将来の夢も包含する「震災復興の青写真」を提言していただくとともに、市民の皆様からの直接の提案も広く募っていきます。さらに、市長を本部長、副市長を副本部長とする「(仮称)気仙沼市復興計画策定本部」を庁内に設置し、職員による重点事項の検討チームと併せ、計画内容を詰めていきます。

■可能な取り組みを実施しながら9月までに策定

策定は6月から本格的に開始し、国や県の構想策定期間を踏まえ、9月までの策定を目指します。策定にあたっては、市総合計画審議会から意見聴取を行うとともに、市都市計画審議会や地域協議会、商工会議所や漁業協同組合など関係団体・機関とも密接に連携していきます。

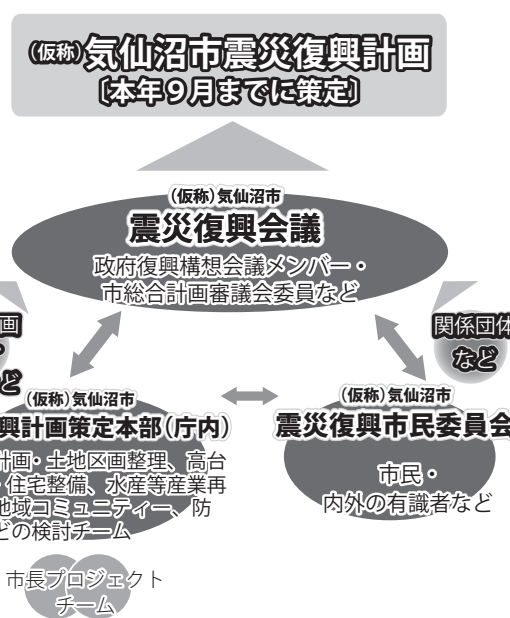
また、本市を支援していただいている自治体・団体・大学など多方面から今後とも応援いただくことのできる計画内容としていきます。

なお、策定完了を待たずに実行可能な取り組みは速やかに実施していきます。

■皆様と一緒に

計画内容を充実し実効性を高めるためには、市民の皆様をはじめ多くの方々と一体となって策定を進めていくことが必要です。

市では、広報紙や避難所へのお知らせ、市のホームページなどで検討の過程を広くお伝えし、適宜市民の皆様からご意見を伺っていきます。



▲ (仮称)気仙沼市震災復興計画に関する概略図

✓ 私有地のがれき撤去にご理解とご協力を



【問】市がれき撤去担当 tel : 22-5212
市廃棄物対策課 tel : 22-9680
市土木課 tel : 22-3451

市では、教育・医療・福祉関係施設をはじめ、幹線道路周辺、事業所集積地などを最優先するなどして、順次、私有地のがれき撤去に着手しています。

作業のため私有地内に立ち入ることについて、ご理解とご協力をお願いします。作業の予定については「各避難所・市民の皆様へのお知らせ」などでご確認いただくか、電話などでお問い合わせください。

●撤去の際の注意点：現場への立ち会いを希望される場合は、安全確保のため、現場職員などの指示に従ってください。また、次の点についてご注意ください。

- 必要なお自分の所有物は、可能な限り事前に回収してください。作業中に回収したアルバムや位牌などは、市で一時的保管し、所有者の方に引き渡す機会を設ける予定です。貴金属などの有価物は、遺失物として警察に届けます。
- 家の中のがれきは解体の際に撤去しますが、撤去をお急ぎの方は事前に家の外に出してください。なお、撤去を希望しない場合は、立て札・張り紙などでお知らせください。

本年
9月11日
まで

～新たな「まちづくり」のために～ 市街地の建築制限にご協力をお願いします

【問】市都市計画課 tel: 22-3452

宮城県では、震災により浸水した都市計画区域内の一部地域について、今後の市の復興を図るため、建築基準法に基づき発生から2か月間（5月11日まで）、建築制限を行ってまいりましたが、この度、新たな法律措置により、その建築制限が本年9月11日まで延長されることになりました。

地域内の無秩序な建築を防ぎ、まちの復興を計画的に進めるためのものですので、ご理解とご協力をお願いします。制限区域、期間、内容は次のとおりです。



まち復興を計画的に進めるため、被災地の一部について建築が制限されます

- 制限区域：気仙沼、鹿折、松岩、面瀬、階上地区の各一部（右のページをご覧ください）
- 制限期間：5月12日から9月11日まで（更に2か月延長する場合があります）
- 制限内容：次の4つの行為が制限されます。（**修繕工事や補修工事、リフォーム工事については制限されません**）
 - （1）新築＝更地（建築物がない土地）に建築物を造ること。
 - （2）増築＝既存の建築物の面積を増加させること。
 - （3）改築＝建築物を除却し、又は震災で滅失した後、従前と規模・構造が著しく異なるものを造ること。
 - （4）移転＝同一敷地内で建築物を移すこと（曳家（ひきや））。

- ◆次の建築物の建築は制限の対象外です。
 - （1）公益上必要な応急仮設建築物など、市の意見を聴き、復興事業の施行に支障がないと知事が認める建築物
 - （2）仮設店舗など、復興のまちづくりに際し容易に解体撤去が可能なもの
（例：木造・鉄骨造・軽量鉄骨造の2階建て以下の建築物など、知事が建築を認めたもの）

※上記の建築物であっても、復興事業の施行に支障が生じた時は移転などをお願いする場合があります。
※建築にあたっては、宮城県に建築許可申請と併せ建築確認申請が必要です。詳しくは、市都市計画課（tel: 22-3452）または宮城県気仙沼土木事務所建築班（tel: 24-2538）にご相談ください。

対象地の町・字名 （地区別五十音順）

▼気仙沼▼

- 朝日町（全部）
- 一景島（全部）
- 魚市場前（一部）
- 柏崎（一部）
- 川口町一丁目（全部）
- 川口町二丁目（全部）
- 河原田一丁目（一部）
- 河原田二丁目（一部）
- 幸町一丁目（一部）
- 幸町二丁目（一部）
- 幸町三丁目（一部）
- 幸町四丁目（全部）

- 魚町一丁目（一部）
- 魚町二丁目（全部）
- 魚町三丁目（一部）
- 潮見町（全部）
- 潮見町二丁目（全部）
- 内ノ脇（全部）
- 内の脇一丁目（全部）
- 内の脇二丁目（全部）
- 内の脇三丁目（全部）
- 仲町一丁目（全部）
- 仲町二丁目（全部）
- 浜見山（一部）
- 弁天町一丁目（全部）
- 弁天町二丁目（全部）
- 港町（一部）
- 南が丘二丁目（一部）
- 南町一丁目（一部）
- 南町二丁目（全部）
- 南町三丁目（全部）
- 南町四丁目（一部）

▼鹿折▼

- 栄町（一部）
- 新浜町一丁目（一部）
- 新浜町二丁目（全部）
- 中みなど町（全部）
- 錦町一丁目（全部）
- 錦町二丁目（全部）
- 西八幡町（一部）
- 西みなど町（一部）
- 浜町一丁目（全部）
- 浜町二丁目（全部）
- 東八幡前（一部）
- 東みなど町（全部）
- 本浜町一丁目（全部）
- 本浜町二丁目（全部）

▼松岩▼

- 赤岩小田（一部）
- 赤岩五駄鱈（一部）
- 赤岩杉ノ沢（一部）
- 赤岩館下（一部）
- 赤岩館森（一部）
- 赤岩港（全部）
- 赤岩宮口下（全部）
- 松崎片浜（一部）
- 松崎北沢（一部）
- 松崎中瀬（一部）
- 松崎前浜（一部）

▼面瀬▼

- 岩月千岩田（一部）
- 岩月台ノ沢（一部）
- 松崎浦田（一部）

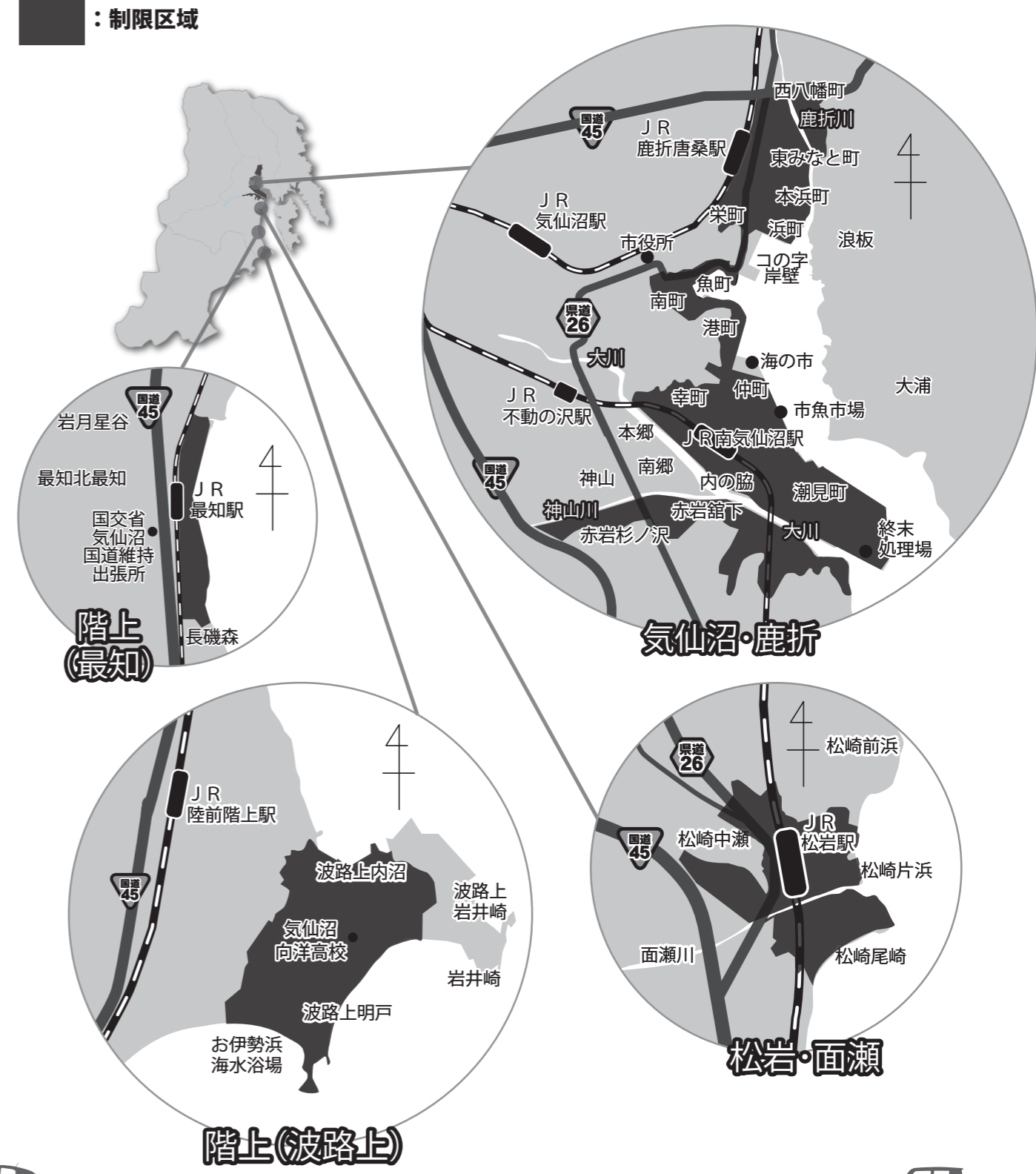
- 松崎尾崎（一部）
- 松崎馬場（一部）

▼階上▼

- 最知川原（一部）
- 最知森合（一部）
- 長磯森（一部）
- 波路上明戸（全部）
- 波路上岩井崎（一部）
- 波路上後原（一部）
- 波路上内田（一部）
- 波路上内沼（全部）
- 波路上崎野（全部）
- 波路上杉ノ下（全部）
- 波路上瀬向（全部）
- 波路上野田（一部）
- 波路上牧（一部）

建築制限区域略図

下の地図は、建築制限区域の略図です。境界など詳細についてはお問い合わせください。



自動車税・軽自動車税に関するお知らせ

【問】●普通自動車：気仙沼県税事務所 tel: 24-2531 ●軽自動車：市税務課 tel: 22-6600(内線 241,242)

■普通自動車税・軽自動車税の特例措置について
平成23年度の普通自動車税（県税）と軽自動車税（市税）は、特例措置により納期限が延長され、納税通知書の発送は、いずれも8月以降を予定しています。これに伴い、自動車税納税証明書（普通自動車：継続検査（構造等変更検査）用、軽自動車：継続検査用）の有効期限が本年10月30日まで延長されますので、引き続き大切に保管してください。また、身体障害者などの減免申請の期間も延長されます。

■津波により滅失・損壊した普通自動車・軽自動車は「課税停止」の申し出を
震災により滅失・損壊した普通自動車や軽自動車については、申し出をすることで課税を停止することができます。申し出は電話でも受け付けます。まだお済みでない方は、いずれかの窓口にご連絡ください。

■代替自動車を取得した場合は普通自動車税・軽自動車税が非課税になります
震災により滅失・損壊した自動車の代わりに自動車を取得した場合は、平成23年度から平成25年度までの自動車税（県税）・軽自動車税（市税）が非課税となります。手続方法につきましては、後日あらためてお知らせいたします。

☑ 応急仮設住宅の概要と入居手順などについて

【問】市社会福祉事務所 tel: 22-6600 内線 293-294

市では、震災により住宅に被害を受けた方々が、1日も早く応急仮設住宅に入居できるよう取り組んでおり、完成した仮設住宅から順次入居を開始しています。仮設住宅の概要や入居手順などは、次のとおりです。

■住居タイプと世帯人数の目安

- 1DK: 1・2人世帯
- 2DK: 3・4人世帯
- 3K: 5・6人世帯

※7人以上世帯か、2DKのみの団地に入居を希望する5人以上世帯は、隣り合わせの2戸に入居できるようにしています。



入居者は選考条件とコミュニティを考慮し民間委員を含めた「入居者選考委員会」で選定しています

■入居手順

【1. 申し込み】

市社会福祉事務所(本庁舎東側建物)に申し込んでください。なお、一度申し込みれば、選考にもれた場合も、引き続き同一地域内の別の団地の選考対象とします。再度の申し込みは必要ありません。

【2. 選考と通知】

入居世帯は、民間委員を含めた市の「入居者選考委員会」で選考し、個別に連絡します。

【3. 選考の考え方】

国・県の基準を踏まえ、次のことを考慮して選考しています。生活場所が避難所かどうかは選考条件には考慮されません。

- (1) 妊産婦、乳幼児、要支援・要介護者、高齢者、障害者の方が多い世帯を優先します。特に、妊産婦・乳幼児世帯を優先します。
- (2) 上記(1)の条件を配慮し、一部抽選も行い選考します。
- (3) 災害時などに団地内で入居者同士が助け合えるよう上記(1)以外の世帯も一定割合入るようにしています。

※入居後は、電気・ガス料金や炊事など、基本的に自立した生活をしていただきます(日本赤十字社から、炊飯器や洗濯機など家電製品6点が支給されます)。

■その他

● 応急仮設住宅などが確保できるまでの「つなぎ」として、市内や大崎市鳴子などの宿泊施設を二次避難所(3食付き無料)としています。また、二次避難所に入ってから応急仮設住宅へ入居することも可能ですので、ご安心願います。

● 申請時に「り災証明書」の提出が間に合わなかった方は、入居時までには必ず提出願います。なお、「り災証明書」の内容などから、入居資格がないことが判明した場合は、入居決定が取り消されますのでご注意ください。



乳幼児健診 6月の日程

【問】市健康増進課 tel: 21-1212

- 会場：市民健康管理センター「すこやか」(東新城)
※本吉地域の方も「すこやか」で受診願います。
- 受付時間：午後0時15分～0時30分
- 持参するもの：母子健康手帳・問診票(※流失・紛失した場合は再交付できます)・バスタオル・仕上げ用歯ブラシ(※2歳6か月児のみ)

健診対象児	実施月日	対象になるお子さん
4か月児	6月9日(木)	平成23年 2月1日～2月14日生
	6月10日(金)	平成23年 2月15日～2月28日生
1歳6か月児	6月16日(木)	平成21年 9月23日～10月14日生
	6月17日(金)	平成21年10月15日～11月6日生
2歳6か月児	6月23日(木)	平成20年10月5日～10月23日生
	6月24日(金)	平成20年10月24日～11月9日生
3歳児	6月2日(木)	平成19年 9月6日～9月23日生
	6月3日(金)	平成19年 9月24日～10月9日生

※子育て相談は、次の日程で実施しています。

- ◆ 6月15日(水) [受付: 午前9時30分～10時30分]
【会場】市民健康管理センター「すこやか」(東新城)和室
- ◆ 6月28日(火) [受付: 午前9時30分～10時]
【会場】本吉松岡タウンセンター(本吉町津谷松岡)



休日当番医情報(6月)

変更する場合がありますので、予めお問い合わせの上受診してください。

- 5日(日) ◆ 小野医院(唐桑町宿浦) tel: 32-3128
午前9時～正午・午後2時～5時
- ◆ 葛内科医胃腸科医院(田中前) tel: 22-6750
午前9時～正午・午後2時～5時
- ◆ 米倉歯科クリニック(南郷) tel: 22-9955
午前9時～午後1時
- 12日(日) ◆ 大友病院(三日町) tel: 22-6868
午前9時～午後3時
- ◆ 条南整形外科(田中前) tel: 29-6711
午前9時～午後3時
- ◆ 本郷遠藤歯科医院(本郷) tel: 24-2825
午前9時～午後1時
- 19日(日) ◆ 佐々木小児科医院(本郷) tel: 22-6811
午前9時～正午・午後2時～5時
- ◆ 中原クリニック(田谷) tel: 23-1028
午前9時～午後5時
- ◆ 田中前加藤歯科医院(田中前) tel: 22-1167
午前9時～午後1時
- 26日(日) ◆ おだか医院(田中前) tel: 22-3210
午前8時～正午・午後2時～5時
- ◆ 三条小児科医院(田中前) tel: 23-0088
午前8時30分～正午・午後2時～5時
- ◆ 金沢歯科医院(新町) tel: 24-1155
午前9時～午後1時

● 震災関連情報は次の方法でお届けしています



■ 各避難所・市民の皆様へお知らせ
掲示場所：各避難所、市役所、総合支所など



■ さいがいエフエム
けせんぬまさいがいエフエム(77.5Mhz)
けせんぬまもとよさいがいエフエム(76.8Mhz)



■ 市公式 Web サイト：「気仙沼市公式」で検索
URL: <http://www.city.kesennuma.lg.jp/>



■ 携帯サイト：
i-mode EZweb Yahoo!ケータイ



■ 被災者支援メール
※事前登録が必要です。
● 下記アドレスにメール後、返信内容を確認し登録
【05999@nopamail.jp】